

湖西市規則第 8 号

湖西市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

湖西市老人福祉センター条例施行規則（平成 22 年湖西市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第 3 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に改める。

第 4 条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第 5 条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「第 8 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 2 項本文中「利用料金」を「使用料」に、「湖西市老人福祉センター施設利用料金減免申請書」を「湖西市老人福祉センター施設使用料減免申請書」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書中「11 の項」を「10 の項」に改め、同条第 3 項中「指定管理者は、減免申請書」を「減免申請書」に、「湖西市老人福祉センター施設利用料金減免通知書」を「湖西市老人福祉センター施設使用料減免通知書」に改める。

第 7 条を削る。

別表備考第 5 号中「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「、療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律昭和 25 年法律第 123 号）の規定により」を削り、「の交付を

受けている者又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

様式第 1 号中「（宛先）指定管理者」を「（宛先）湖西市長」に、「※指定管理者」を「※市」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「指定管理者」を「湖西市長」に改める。

様式第 4 号中「湖西市老人福祉センター施設利用料金減免申請書」を「湖西市老人福祉センター施設使用料減免申請書」に、「（宛先）指定管理者」を「（宛先）湖西市長」に、「第 8 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に、「利用料金の」を「使用料の」に、「※指定管理者」を「※市」に改める。

様式第 5 号中「湖西市老人福祉センター施設利用料金減免通知書」を「湖西市老人福祉センター施設使用料減免通知書」に、「指定管理者」を「湖西市長」に、「利用料金の」を「使用料の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の湖西市老人福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の使用に係る利用料金又は使用料の減免について適用し、施行日前の日の使用に係る利用料金又は使用料の減免については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、附則第 1 項ただし書きの規定の施行の際現に許可を受けた使用に係る利用料金又は使用料の減免については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、改正前の湖西市老人福祉センター条例施行規則様式第 1 号から様式第 5 号までの用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。